

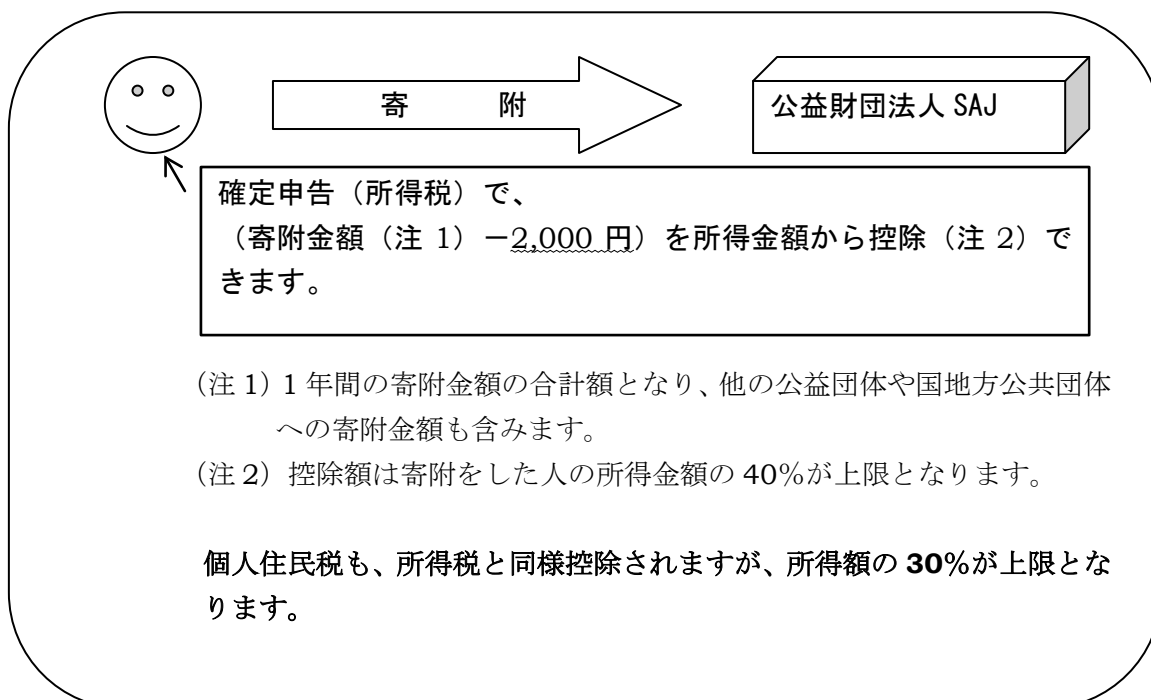
## 寄附金の優遇税制について

公益財団法人 School Aid Japan では、寄附をしてくださった方が下記の寄附金優遇措置を受けられます。

公益財団法人 School Aid Japan では、個人の確定申告及び法人の申告用に、「主たる目的である事業に関連する寄附金であることの領収書」を発行します。

注) 公益財団法人、公益社団法人はすべて税制上の特定公益増進法人となります。

### I. 個人が支出する寄附金 (所得税・住民税)



#### ➤ 例 1

【前提】: 給与所得者、配偶者、子 2 人、総収入 10,000,000 円、  
寄附金額 144,000 円

寄附の有無	課税所得金額	納税額
無	6,280,000 円	828,500 円
有	6,138,000 円	800,100 円
	還付金額	<u>28,400 円</u>

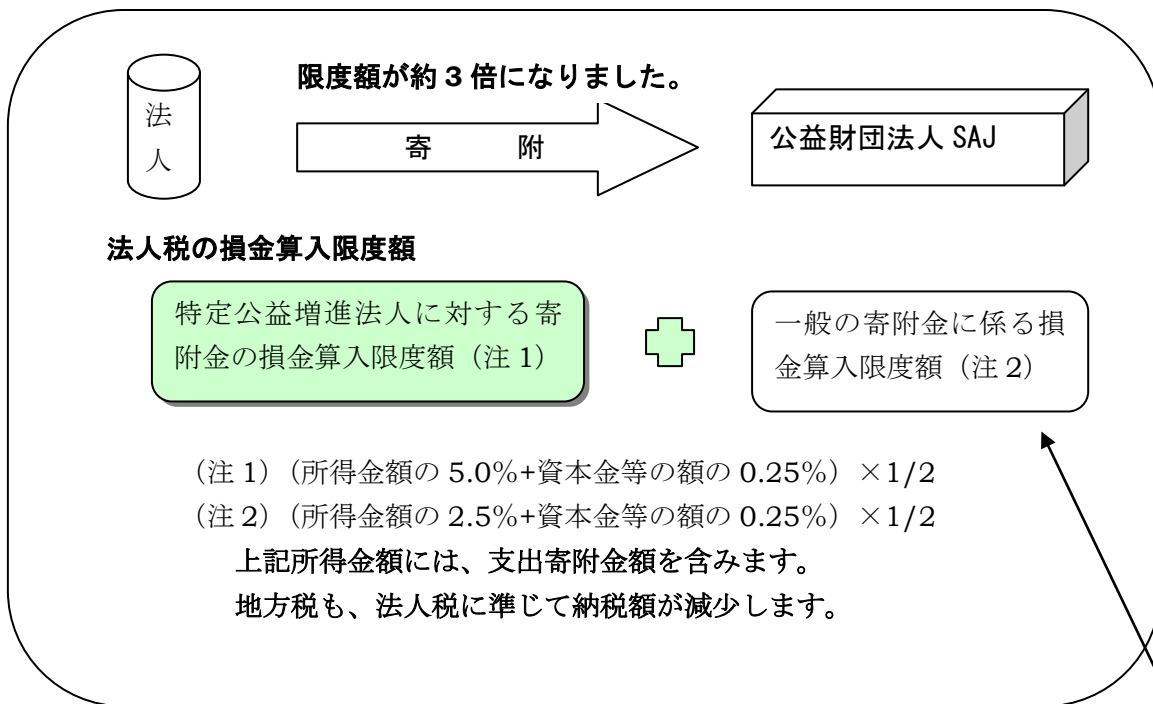
#### ➤ 例 2

【前提】: 給与所得者、配偶者、総収入 30,000,000 円  
寄附金額 5,000,000 円

寄附の有無	課税所得金額	納税額
無	26,040,000 円	7,620,000 円
有	21,042,000 円	5,620,800 円
	還付金額	1,999,200 円

なお、給与所得者以外の方は、確定申告により納付する所得税額が、上記還付金相当額が少なくなります。

## II. 法人が支出する寄附金 (法人税・地方税)



### ➤ 例 1

【前提】: 資本金 3,000,000 円 所得金額 10,000,000 円  
寄附金額 500,000 円

損金算入限度額

$$(1) (10,500,000 \text{ 円} \times 5.0\% + 3,000,000 \text{ 円} \times 0.25\%) \times 1/2 = 266,250 \text{ 円}$$

$$(2) (10,500,000 \text{ 円} \times 2.5\% + 3,000,000 \text{ 円} \times 0.25\%) \times 1/2 = 135,000 \text{ 円}$$

$$(3) (1) + (2) = \underline{401,250 \text{ 円}}$$

### ➤ 例 2

【前提】: 資本金 100,000,000 円 所得金額 50,000,000 円  
寄附金額 5,000,000 円

公益財団法人でない  
場合の損金算入限度

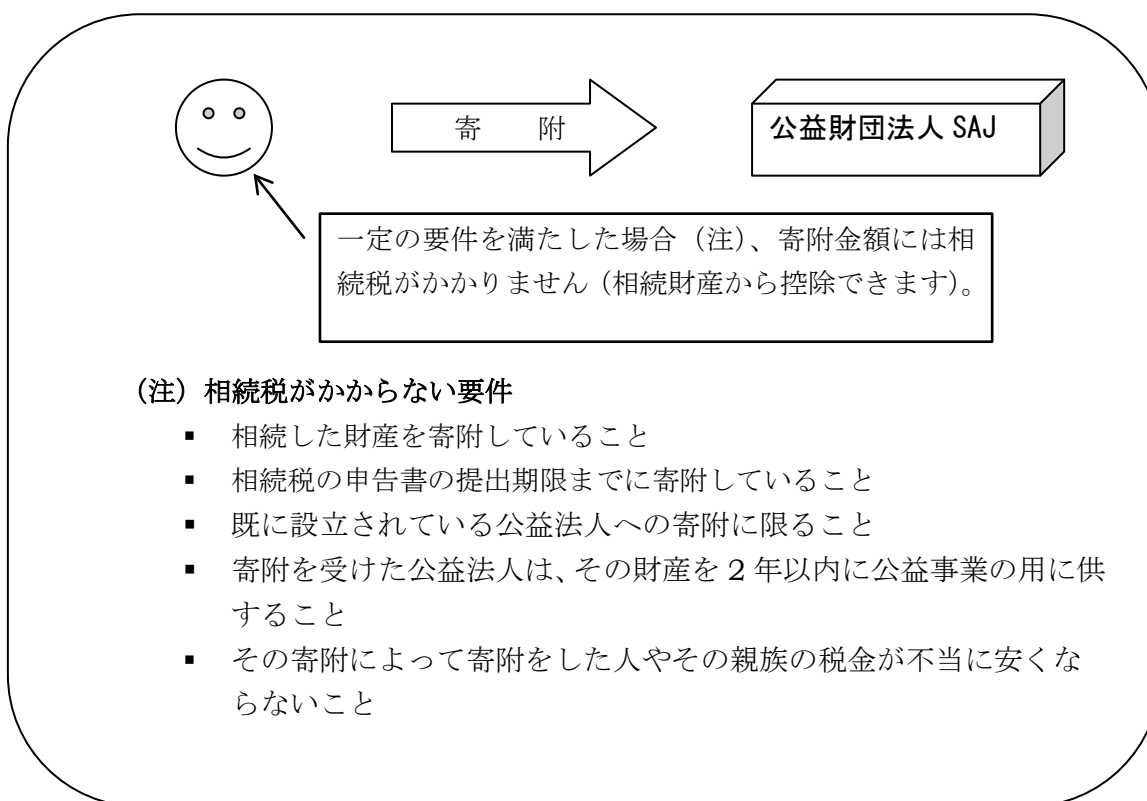
損金算入限度額

(1)  $(55,000,000 \text{ 円} \times 5.0\% + 100,000,000 \text{ 円} \times 0.25\%) \times 1/2 = 1,500,000 \text{ 円}$

(2)  $(55,000,000 \text{ 円} \times 2.5\% + 100,000,000 \text{ 円} \times 0.25\%) \times 1/2 = 812,500 \text{ 円}$

(3) (1) + (2) = 2,312,500 円

### Ⅲ. 個人が相続財産を寄附金した場合の相続税の非課税



### Ⅳ. 個人が財産を寄附金した場合の譲渡所得税等の非課税

個人が、土地、建物などの資産を法人に寄附した場合には、これらの資産は寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、これらの資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して所得税が課税されます。これらの資産を公益法人等に寄附した場合において、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、この所得税については非課税となります。